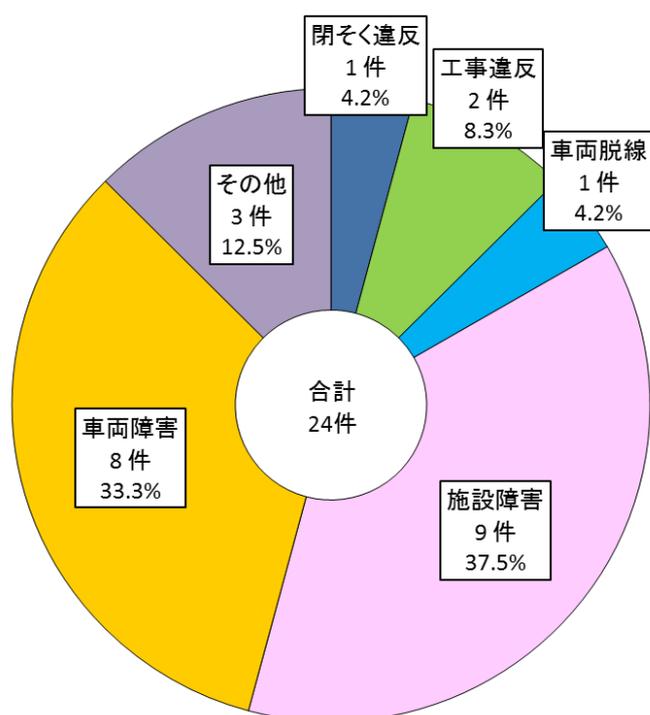


3 インシデントに関する事項

3.1 インシデント報告件数

- インシデント(運転事故が発生するおそれがあると認められる事態)は、平成13年10月より、鉄軌道事業者から国への報告が義務付けられています。
- 平成28年度に報告されたインシデントは24件で、このうち2件(8.3%)が運輸安全委員会の調査対象¹³ となりました。

図17:インシデント報告件数(平成28年度)



		(件)										
		閉そく違反	信号違反	信号冒進	本線逸走	工事違反	車両脱線	施設障害	車両障害	危険物漏えい	その他	合計
28年度		1	0	0	0	2	1	9	8	0	3	24
参 考	27年度	0	0	3	0	0	2	12	9	0	16	42
	5年平均 (24~28年度)	0.2	0	1.4	0.2	0.4	3.2	12	12.2	0	17.8	47.8

※閉そく違反には、保安方式違反が含まれています。

※「その他」は、上に掲げた原因に準ずる事態です。

¹³ 運輸安全委員会では、鉄道重大インシデント(鉄道事故の兆候)についても調査し、報告書を公表しています。(<http://www.mlit.go.jp/jtsb/index.html>)